

ごかのお知らせ (393)

お知らせ

証明手数料の一部改定について (町民税務課)

4月1日より受益と負担の適正化及び近隣市町との均衡化を保つため、「住宅用家屋証明」の証明手数料を改定いたします。

【改定前】 300円(1通)

【改定後】 1,300円(1通)

住宅用家屋証明とは、自己の住居とした住宅で、一定の要件を満たした場合は租税特別措置法により、登録免許税率が軽減されます。この軽減を受けるために、住宅の新築又は取得後1年以内に町長が発行する証明書(住宅用家屋証明書)を登記申請

時に添付して使用するものです。お問い合わせ 税務G(内線251)

森林湖沼環境税の導入について (町民税務課)

茨城県では、4月から森林湖沼環境税を導入します。

この税は、荒廃などが進む森林や湖沼を、様々な公益的機能が十分発揮できるよう、保全のための取組を重点的に進めていくため、その恩恵を享受している県民の皆様に広く等しく負担をお願いするものです。

課税期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

税率

個人
県民税均等割に年額1,000円を上乗せ
法人
県民税均等割に年額10%を上乗せ

お問い合わせ

税の仕組みについて
県税務課

☎029(301)2418

税の使い道について

森林・県林政課

☎029(301)4021

湖沼・県環境対策課

☎029(301)2968

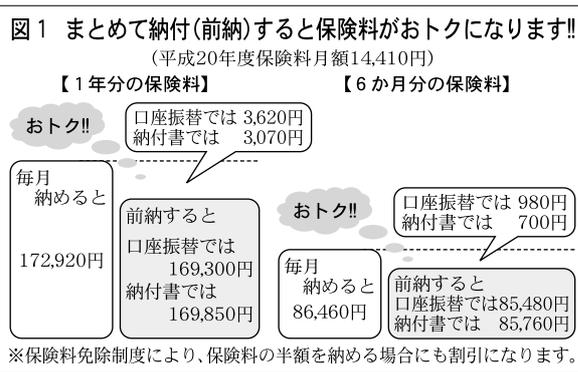
国民年金保険料の納付について (町民税務課)

平成20年度の保険料は、月額14,410円となります。

保険料は、前納(1年分、6か月分)することができます。

1年分、あるいは6か月分の保険料を一括で納められます。前納すると保険料が割引になります。

前納は現金による納付のほか、口座振替もできます。



平成20年4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合には、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

また、クレジットカードでも保険料を支払うことができるようになりました。

なお、納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますのでご注意ください。

保険料を納めることが困難な方は免除制度をご利用ください。

【経済的に困難なときは申請免除】

保険料

全額免除又は一部免除 (3/4、半額、1/4)

対象者

所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方

平成19年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望されている方の申請は不要となります。

任意加入被保険者は対象となりません。

対象期間	7月から翌年6月
年金額	
全額免除期間分	2/6
3/4免除期間分	3/6
半額免除期間分	4/6
1/4免除期間分	5/6

【学生なら学生納付特例】 (毎年申請が必要です)

保険料 全額を猶予
対象者

本人の所得が118万円以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方

夜間、定時制、通信制の学生も対象になります。

対象期間 4月から翌年3月

【30歳未満なら若年者納付猶予】

保険料 全額を猶予

対象者

本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同類)以下の方

対象期間 7月から翌年6月

ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができません。

お問い合わせ

下館社会保険事務所

☎0296(25)0811

町民G(内線230)